

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告

平成 24 年 11 月 27 日
環境省・経済産業省

環境省及び経済産業省は、火力発電所リプレース、風力発電所及び地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化等を検討すべく、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」をこれまで8回開催し、関係事業者や関係自治体などからのヒアリングや両省での意見交換を行ってきたところ、今般、以下のとおり検討事項のうちの一部について両省で取りまとめたので、公表する。

環境アセスメント制度は、開発と環境保全を統合的に進めるために不可欠な仕組みであり、地域の方々との関係においても重要な手続である。今般の環境アセスメントの迅速化等は、環境影響評価法及び電気事業法に定められた手続について、事業者による環境配慮、地域の方々や自治体等への意見聴取等の従来の環境アセスメント手続の質は維持しつつ、環境省及び経済産業省が当該手続の運用上の取組等を行うことにより迅速化等を図るものである。

1. 火力発電所リプレース関係

(1) 「火力発電所リプレース」の定義の明確化

① 「火力発電所リプレース」とは、火力発電設備の更新の事業をいう。

② このうち「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（平成 24 年 3 月環境省。以下「リプレースガイドライン」という。）により合理化手法を適用することで調査・予測に係る期間を1年程度短縮することが可能な「改善リプレース」は以下の（A）及び（B）いずれの要件にも該当するものである。

（A）発電所からの温室効果ガス排出量、大気汚染物質排出量、水質汚濁物質排出量及び温排水排出熱量の低減が図られるもの（温室効果ガス排出量以外の項目については現状非悪化となる場合も含む）

（B）対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得るもの（土地改変等による環境影響が限定的でないときで、重要種の生息・生育状況のデータが存在する場合なども含む）

③ なお、以下に掲げるものについても、上記（A）及び（B）いずれの要件にも該当する場合において、「改善リプレース」に該当し、調査・予測に係る期間を1年程度短縮することが可能と考えられる。

（i）火力発電所リプレースの前後で燃料種や事業主体が変わるもの

（ii）既設発電設備を稼働しつつ、当該発電所の敷地内に発電設備を設置し運転

開始後に、当該既設発電設備の稼働を廃止させるもの（既設発電設備の廃止を実施する旨を環境アセスメント手続の各図書で明記されているものに限る。）

④火力発電所リプレースで「改善リプレース」に該当しない（(A) 又は (B) の要件を満たさない）ものの、例えば大気汚染物質排出量のみ低減が図られる場合などは、当該環境要素に係る項目の調査及び予測手法についてはリプレースガイドラインによる合理化が可能である。ただし、合理化可能な項目以外については、新增設の事業と同様に標準的な手法により調査・予測を行う必要がある。

⑤また、「対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されない」場合等のリプレースガイドラインの適用範囲（隣接事業地の取扱等）について明確化する（※）。

※リプレースガイドラインの既存の内容を拡充することとなるため、検討会（以下「リプレースガイドライン検討会」という。）を開催し、年度内に同ガイドラインを改訂する。

（２）火力発電所リプレースの審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等による環境アセスメントの期間短縮についての具体的方策

（１）の「改善リプレース」について、環境省及び経済産業省は、以下に掲げる具体的方策によって、迅速化に向けた運用改善を図るよう努めることとする。

①国の審査期間の短縮

○以下の取組によって、全体で 150 日程度確保されている国の審査期間を 45 日程度に短縮することを目指す。

○以下の取組について環境審査顧問会において説明を行った上で、自治体に周知し、国の審査期間の短縮に向け、以下の取組への協力を求める。

【方法書の審査】

（i）現状

経済産業大臣は方法書が届け出られてから 180 日以内に勧告を行う。その間、事業者は方法書の縦覧、一般への意見聴取、一般の意見概要とそれに対する事業者見解の作成及びそれらの経済産業大臣・都道府県知事への送付、加えて、自治体の審査が行われ、経済産業大臣の審査のために実質 30 日程度の期間が確保されている。

（ii）短縮のための具体策

イ 方法書の届け出られた段階で、知事意見提出日のメドを確認する。

ロ 火力発電所「改善リプレース」については、環境審査顧問会の開催回数を原則 1 回（分科会開催なし）とし、迅速化を図る。

ハ 環境審査顧問会の審査を円滑に行うため、過去の事例を整理し、当該審査に

において一般的によく出される質問や指摘事項などを整理して公表する。

ニ 環境審査顧問会に、必要に応じ事業者を参加させることで、審査プロセスの合理化を図る。

ホ 知事意見の提出予定日をできる限り早期の段階で（遅くとも1週間前までに）把握し、環境審査顧問会の開催日程の調整を早期から開始する。

へ 自治体の審査会の審議内容及び答申案や知事意見案を事前に把握することができるように、経済産業省から自治体に対して、情報提供の協力を求める。

ト 経済産業省は、知事意見提出の1週間前までに知事意見の案を把握することができるように、知事意見提出後、速やかに環境審査顧問会を開催し、2週間程度で経済産業大臣勧告を行う。

(iii) 短縮目標

上記の短縮のための具体策を実施することによって、実質 30 日程度確保されている経済産業大臣の審査期間を2週間程度まで短縮する。

【準備書の審査】

(i) 現状

経済産業大臣は準備書が届け出られてから 270 日以内に勧告を行う。その間、事業者は準備書の縦覧、一般への意見聴取、一般の意見概要とそれに対する事業者見解の作成及びそれらの経済産業大臣・都道府県知事への送付、加えて、都道府県知事の審査が行われ、環境大臣及び経済産業大臣の審査のために実質 90 日程度の期間が確保されている。

(ii) 短縮のための具体策

イ 準備書の届け出られた段階で、知事意見提出日のメドを確認する。

ロ 火力発電所「改善リプレース」については、環境審査顧問会の開催（通常は部会2回、分科会3回の計5回）を、分科会を部会と合わせて実施するなど、できる限り縮減する。

ハ 「方法書の審査（ii）ハ」と同様。

ニ 「方法書の審査（ii）ニ」と同様。

ホ 経済産業省は準備書の届け出があった段階で、速やかに環境省への意見照会手続きを開始する。

へ 環境省は、経済産業省から一般の意見概要とそれに対する事業者見解の写しの送付後1ヶ月程度で実質的な意見照会手続きを終了。環境大臣意見の素案を早期に経済産業省に伝え、経済産業省の審査に反映する。

ト 自治体の審査会の審議内容及び答申案や知事意見案を事前に把握することができるように、環境省及び経済産業省から自治体に対して、情報提供の協力を求める。

チ 知事意見の提出予定日をできる限り早期の段階で（遅くとも1週間前までに）把握し、経済産業省は顧問会の開催日程の調整を早期から開始する。

- リ 環境省は、知事意見提出後、速やかに環境大臣意見を提出する。
- ヌ 経済産業省は知事意見提出の1週間前までに知事意見案を把握することができれば、知事意見提出後、速やかに環境審査顧問会を開催し、環境大臣意見提出後、3週間程度で経済産業大臣勧告を行う。

(iii) 短縮目標

上記の短縮のための具体策を実施することによって、実質 90 日程度確保されている環境大臣及び経済産業大臣の審査期間を3週間程度まで短縮する。

【評価書の審査】

(i) 現状

経済産業大臣は評価書が届け出られてから、必要に応じて 30 日以内に変更すべきことを命ずること（変更命令）ができるが、必要がないと認められるときは、その旨の通知（確定通知）を行う。

(ii) 短縮のための具体策

変更命令を行う場合を除き、評価書の届出後速やかに確定通知の手続を行う。

(iii) 短縮目標

30 日の審査期間を、変更命令を行う場合を除き、10 日程度まで短縮する。

- 平成 25 年 4 月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る。

②審査期間の短縮に向けた自治体への協力要請内容

環境省及び経済産業省は、自治体に対して、知事意見又は市町村長意見を形成する際に、以下のような措置を講じていただくよう協力を要請する。

(i) 国の審査期間の短縮に資する取組

- 方法書又は準備書の送付時に、環境省（準備書のみ）及び経済産業省と知事意見提出時期の確認及び国と自治体の並行審査の実施に資するようスケジュールの確認を行う。
- 審査会資料や議事概要、審査会答申の案等の知事意見の形成に係る情報について、できる限り、環境省及び経済産業省の審査の迅速化を図る観点から共有する。
- 正式に知事意見を送付する前のできる限り早期の段階で、知事意見案を経済産業省と共有する。

(ii) 自治体の審査期間の短縮に資する取組

- 住民意見の概要、事業者見解等のすべての書類が送付されていなくとも、方法書又は準備書の内容について可能などころから実質的な審査を開始する。
- 知事意見形成のために開催する審査会の運用等について、国の取組を参考にして審査プロセスの合理化を図る。

③事業者による資料作成期間等の短縮

経済産業省は、事業者に対して、以下のような運用改善を図っていただくよう協力を要請する。

- 届出前の段階から、審査の迅速化に資するように、書類の内容をより精査したものとする。
- 現地調査と並行的に資料作成を進めることにより準備書作成期間を短縮する。
- 届出書類の印刷期間を短縮する。
- 届出書類の平易化、軽量化を行う。

(3) 火力発電所リプレースにおける環境アセスメントの簡素化についての具体的方策

- リプレースガイドラインを活用することで、調査及び予測手法の合理化を図る。
- 方法書以降の調査の簡素化を図るため、配慮書手続時点で収集したデータの活用方法等を検討する(※)。
- 重要種の動植物及び生態系に係る調査が合理化できる条件について整理する(※)。

※今後具体的な案を作成した上で、当該案についてリプレースガイドライン検討会の中で整理する。

(4) 火力発電所リプレースにおける撤去工事に関する環境アセスメント上の取扱いについての整理

平成 18 年の発電所主務省令¹の改正により、撤去工事による環境影響を把握することが明確化され、同省令第 7 条第 2 項第 1 号において、供用開始前の撤去工事については対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合に当該撤去又は廃棄による環境影響を把握することとされた。

「対象事業の一部」の定義について明確ではないため、個別の事業特性に応じて解釈されるものであるが、火力発電所リプレースについては、新たな設備の設置に不可欠な既存の設備の撤去であって、かつ、新たな設備の設置工事期間中に同時並行的に実施される撤去工事を「対象事業の一部」とみなし、当該工事による環境影響を把握することとする方向で、リプレースガイドライン検討会において整理する。

(5) 火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおけるCO₂に関する環境影響の扱いの整理

環境アセスメントにおける評価については、①新たに設置する設備がBAT²となっているか、②国等の計画との整合性がとれているか、という 2 つの観点で評価の

¹ 発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）

² Best Available Technology

軸となるが、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおける①及び②の扱いについて、今後検討する。

2. 風力発電所、地熱発電所関係

(1) 風力発電所、地熱発電所の審査プロセス等の運用改善による環境アセスメントの期間短縮についての具体的方策

風力・地熱発電所の案件が基本的には新增設であることから、火力発電所リプレース関係の1.(2)①、②(i)及び③の取組のうち、適用できる取組を実施し、環境アセスメントの期間短縮を図る。なお、風力・地熱発電所の環境アセスメントに係る審査期間の短縮を図る意向を有する自治体に対しては、火力発電所リプレース関係の1.(2)②(ii)の取組を参考とするよう提示する。

(2) 風力発電所、地熱発電所における環境アセスメントの簡素化についての具体的方策

①国の取組

以下の措置を講じることにより、簡素化を図る。

○環境省は、風況や地熱ポテンシャル等の事業採算性に加え、猛禽類等の重要種等に対する環境影響の回避・低減の観点、地方公共団体の意向を踏まえて選定した情報整備モデル地区において、現地調査等による動植物・生態系等の環境情報や地方公共団体等が有する動植物分布情報等を収集し、環境基礎情報データベース(仮称)として整備するとともに、配慮書段階・方法書段階のモデル事業の成果を公表することにより、事業者が環境影響評価を実施する際の参考情報の提供を行う。

○経済産業省は、風況に優れ系統接続が可能な有望地域や地熱発電の有望地域でありながら現地調査の長期化が見込まれるなど、事業上のリスクが高い地域において、準備書等において活用可能なデータ整備のため、既存事業の成果の活用や、必要な調査を前倒しで実施する事業者に対する補助を行うことについて検討を行い、年内に一定の方向性を示す。なお、上記の検討に際しては環境省が整備するデータベースやモデル事業の成果との連携について併せて検討を進める。

○環境省及び経済産業省は、連携して、上記のそれぞれの取組により収集・整理された情報について、統合的に利用可能とする方策について検討する。

○環境省は、過去の環境アセスメント情報の収集、及び既設発電設備における環境モニタリング調査等を実施し、重要種等に係る調査、予測及び評価手法並びに環境保全措置の内容について検討する。

○経済産業省は、環境省及び有識者等からの意見を踏まえつつ、発電所に係る環境影響評価の手引き(以下「手引き」という。)を改訂し、風力発電の環境アセスメントに係る調査・予測・評価や国及び自治体における個別事業の審査の円滑化を図

る。また、手引き等において、風力・地熱発電について、配慮書における複数案の考え方（単一案含む。）の明確化・類型化を行う。

○経済産業省は、配慮書段階以前における環境影響調査の前倒し実施について、環境省及び有識者等からの意見を踏まえつつ、実質的な審査の迅速化に資するよう、調査手法等に係る知見を整理し、手引き等において示す。

○経済産業省は、地熱発電において、硫化水素に係る環境影響を予測するために必要な風洞実験に要する期間を短縮するため、当該予測に用いる計算シミュレーションの開発等について検討する。

○今後、風力・地熱発電についてもリプレース案件が見込まれることから、当面の間は個別案件ごとに環境アセスメントの迅速化・簡素化について検討し、事例が積み上がった段階で、リプレース案件における環境アセスメントの迅速化・簡素化の方策について整理する。

②事業者の取組

経済産業省は、事業者に対して、以下のような取組を行っていただくよう促す。

○環境省が整備した環境基礎情報データベース（仮称）及び自治体や専門機関等が所有する既存情報等を活用することにより、現地調査に係る期間を短縮する。

○配慮書手続時点から専門家からのヒアリングや現地調査を実施し、そこで収集したデータを方法書手続以降で活用することによって調査の簡素化を図る。

○既設の発電所の事後調査結果に係る情報の収集・整理を行う。

3. 火力発電所の新增設等への適用

（1）審査期間の短縮

火力発電所リプレース関係の1.（2）①、②（i）及び③の取組のうち、適用できる取組を実施し、環境アセスメントの期間短縮を図る。なお、火力発電所の新增設等（改善リプレースに該当しない火力発電所リプレースを含む。）に係る環境アセスメントに係る審査期間の短縮を図る意向を有する自治体に対しては、火力発電所リプレース関係の1.（2）②（ii）の取組を参考とするよう提示する。

（2）石炭火力等の火力発電所に係る環境アセスメントにおけるCO₂に関する環境影響の扱いの整理

一般的に環境負荷が純増する³という事業特性を踏まえた上で、新增設において上記1.（5）の整理を適用する。

³ CO₂に関して環境負荷が純増しないものとしては、例えば、新增設と併せて、他の場所にある排出係数の劣る老朽化した火力発電所の廃止などにより、CO₂排出原単位が低減する場合が考えられる。

4. 今後の進め方

- (1) 上記の取組について、今後、環境アセスメントを行う案件について順次適用していくこととする。この際、新規案件を待つのではなく、既に環境アセスメント手続に入っている案件についても、可能な範囲で先行的に適用を進めることとする。
- (2) 本連絡会議の検討事項のうち残ったものについては、本中間報告後にも検討を続け、年内を目途に結論を得て発表する。
- (3) 上記の取組のうちリプレイスガイドライン検討会において整理・検討することとしたものについては、年度内を目途に結論を得る。
- (4) 今後適用する取組について、環境省及び経済産業省で連携して適宜フォローアップを行うこととする。

以 上

(参考) 連絡会議の開催実績

第1回 平成24年9月27日

内容：今後の会議の進め方に関する意見交換

第2回 平成24年10月5日

内容：火力発電所リプレースに関する関係事業者からのヒアリング
【電気事業連合会、中部電力株式会社、東京電力株式会社、電源開発株式会社】

第3回 平成24年10月12日

内容：火力発電所リプレースに関する関係自治体からのヒアリング
【広島県、愛知県、名古屋市、千葉県】

第4回 平成24年10月15日

内容：風力・地熱発電所に関する関係事業者からのヒアリング
【地熱発電事業：電源開発株式会社、九州電力株式会社、出光興産株式会社】
【風力発電事業：日本風力発電協会、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、
日本風力開発株式会社】

第5回 平成24年10月22日

内容：風力・地熱発電所に関する関係自治体からのヒアリング
【北海道、秋田県】

第6回 平成24年11月2日

内容：火力発電所リプレース等に関する関係事業者からのヒアリング
【新日鐵住金株式会社、住友共同電力株式会社、北海道電力株式会社】

第7回 平成24年11月12日

内容：これまでのヒアリング内容を踏まえ、両省で意見交換

第8回 平成24年11月19日

内容：中間報告すべき内容について、両省で意見交換